

「流山市議会議員の情報公開に関する陳情書」についての陳述書 (主に流山市議会議員政治倫理条例の改訂について)

流山市議会議員諸氏には市政改善を目指して日々、活動戴き感謝しています。

さて標記の条例では、当選した議員が税や公共料金の納付状況を当選後1ヶ月以内に申告する義務について、その対象者は前年1年間を通じて議員であったのみとされ、新人や返り咲きの議員は対象外となっています。

しかし、公職である議員諸氏には、税や公共料金等全てが納入済みであることは必要条件であると私たちは考えています。

標記の条例の制定はおよそ5年前で、市民の政治への意識は大きく向上し、現在の市民意識から乖離した条例となっており、この点の改善を求めます。

私たちは以下の課題についても、改訂・制定を要望しますのでご検討を宜しくお願い致します。

なお、下記の第3項の市長等に関する部分、および、4、5項については、陳情書のタイトルとかけ離れていますが、広い意味での「情報公開」「政治倫理」として、ご検討をいただき条例の整備をお願いします。

1. 候補者は市議立候補時には納税状況等の全員公開することに努めることとし、別の条例で定められたい。
2. 流山市議会議員政治倫理条例の第5条は国語としては未熟で、意味不明な部分が多いので改正して頂きたい。
3. 市長等（市長、副市長、教育長）及び市会議員は毎年1月1日現在の資産、地位及び肩書き、収入及び納税等の状況について毎年5月15日から同月31日までに、資産等報告書を、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出し、公開することとしていただきたい。
4. 流山市議会議員政治倫理条例の第3条には、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約、物品納入契約等への議員諸氏の口利き禁止規定を設けられたい。
5. 議員諸氏には飲酒運転や議員控え室での喫煙を行った場合は、即刻辞任する規定を設けられたい。

平成23年12月5日